

管理種別	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	
	見解	補足資料	見解	補足資料				
6	<p>訓練における許可/承認要件に関して、本市提案に対する回答(柔軟な対応)で申請を行えば、許可/承認がされることについて、「無人空機機の飛行に関する許可/承認の審査要領」から読み取れることが出来る。また、ホームページ等にも記載(公表)されていない。ヘルプデスクにて問合せをした上で、当該内容を明確に回答していない状況であり、許可/承認要件が不明確である。</p> <p>今後、許可/承認要件を明確にする上にも、専門ホームページ等で公表することにより、許可/承認要件の不明確さが多少は解消されると考える。</p> <p>また、提案内容に示した四角をネットで囲み、ロープ等又は機械制網によりネットを越えて上空に飛行しない措置を行えば、飛行範囲の遮断することは考えにくく、ネット等で囲んでいるため飛行範囲に無関係以外の人が入ることも、安全上も危殆を及ぼさない。</p> <p>当該措置による安全性は、四角及び上部がネットで囲まれている状況と同等であることから、本府県による飛行方法は、許可/承認要件等において安全性を確保する必要はないと考えられる。将来的には本提案内容の飛行に際して規制が緩和されることを期待する。</p>		<p>【特約員】 示されたような柔軟な対応がされるのであれば、支障がないと考えるが、事例等について消防機関に周知したいので情報共有をお願いします。</p>			<p>【全国知事会】 所管者からの回答が飛行制度下においても対応可能となっているが、回答のような取扱いもしていることを通知するなど、十分な周知を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>また、所管者からの回答が「飛行制度下においても対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>	<p>○人口集中地区の確保であっても、四方や上部がネット等で囲われている場合は屋内とみなされ、航空法第132条に基づき許可が不要となることを踏まえ、四方がネット等で囲われ、かつ飛行の高さを制限する措置を講じている場合には、市町村等の行政主体の事務遂行上必要とされる訓練について、許可が不要となるべきでないか。</p> <p>○提案団体の市場の大半は人口集中地区であるが、許可を受けていない操縦者の訓練場所の確保が現状課題にあること、提案団体に係る、その他の自治体において当該種の訓練を抱えていると考えられるため、公約期間にも災害時訓練の円滑な実施を可能とする観点から、飛行禁止区域での許可のあり方を見直すべきではないか。</p> <p>○どのような条件下でも安全かつ適切な飛行上の飛行管理を講じた上で、許可/承認を受けられることが可能なのか等について、これまでに行った許可/承認の事例を類型化して公表する等の方法によって明確化していただきたい。</p>	<p>第1次回答を踏まえた提案団体からの見解にあるとおり、柔軟な対応を行った具体事例について、ホームページ等で公表することにより、幅広く周知していくことしたい。</p> <p>なお、屋内は屋外と機能的に隔離されていることから航空法の適用外となり、四角及び上部をネットで囲んだ場合には屋内とみなすことができるため、従来の航空法の適用外となっている一方で、訓練地にあるような上面が開放されている場合には屋内とみなすことができないことから、航空法の適用外とはならない。</p> <p>また、既に市町から意見をいただいている法的根拠も一つであっても、航空機の飛行を一度でも飛行することによって安全高度500m、500m確保に上る。高層のみを浮かせても、上空についてはネット以外の方法で例えばロープによる係留により高さの制限措置を行う場合でも、そのロープの強度、係留の位置、四角の大きさなどがある程度確保されなければならず、個人個人で物の安全性が確保できないことから、趣々の申請において安全性を審査することとしており、申請があった場合には柔軟な対応をすることとしている。</p>
16	<p>○踏切道の新設の考え方を明確にするに当たっては、踏切の除却箇所の変更や地元住民との調整(未調整)に際しては、事業者が責任を負うべきである。また、踏切の除却に際しては、踏切道の新設の考え方を明確にし、現場の判断がしやすいようにすることを目指す必要がある。また、踏切道の新設の考え方を明確にし、現場の判断がしやすいようにすることを目指す必要がある。また、踏切道の新設の考え方を明確にし、現場の判断がしやすいようにすることを目指す必要がある。</p> <p>○なお、検討に当たっては、地方自治体の意見を聴く等、地域の実情も反映いただきたい。</p>		<p>【受審員】 踏切では、「踏切道の新設に際して、考え方を明確にし、現場の判断がしやすいようにすることを目指す必要がある」とあるが、共同提案での交差事例のように、既設踏切道の拡幅の際にも支障が生じている。踏切にある通り、既存の踏切道には、「踏切道の拡幅に係る指針」が適用され、他の踏切の除却又は代替案として安全対策等の追加措置が求められており、協議・調整に時間を要する事例がある。そこで、踏切新設と同じように既設踏切道の拡幅についても、地域の実情に応じた判断ができる柔軟な対応が可能となるような指針の適用に留意をお願いします。</p>			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>なお、所管者からの回答が対応することは、現行の制度の下においても可能となっているが、十分な周知を行うこと。</p>	<p>○踏切道新設に際しての考え方については、引き続き鉄道局で検討中であり、地域の実情も踏まえて検討する必要がある。</p> <p>○なお、踏切道の新設は、地域の交通利便性を高める一方、確実な事故の発生リスクや鉄道事業者の保守等(保線)コスト等が増加する一層も生じている。このため、踏切道新設については、確実な安全対策を講じるとともに、追加コスト負担等について、関係機関で合意することが必要と考える。</p> <p>また、踏切では、第10次交通安全基本計画(平成28年3月11日中央交通安全対策会議決定)において、平成32年度までに踏切事故件数を平成27年度と比較して約1割削減することを目標としている。引き続き踏切削減のため、踏切道の拡幅の推進も必要であることと理解いただきたい。</p> <p>○なお、一宮踏切で述べたことと異なり、「踏切道の拡幅に係る指針」は既存の踏切道に適用されるものがあり、新設する踏切道には適用されない。</p>	
32	<p>提案の趣旨はお見込みのとおりであり、本案であれば交通安全法第10条第2項の規定の趣旨に即して、事業者が在来の運行が行われることが望ましい等である。しかしながら、当該指針においても趣旨、事業者が提供すべき情報に即しては、現状では、努力目標にとどまる限り、提供を受けること上、事業者が責任を負うべきである。現行の現場での運用を踏まえて、より明確なものである。</p> <p>本提案に対する所管者からの回答の中で、事業者が情報の提供に即して、経営者等が対応する仕組みとする事業者の責任が増大すること、監督権限の所在と事業者報告書の提出が対応可能であること等について言及されているが、現行制度上、自治体の自由が原則であることすれば、所管者が一層、事業者報告書の提出する仕組みを提案する。【有識者意見】地域の行政官の監督権限の執行の目的のための情報とは別に、趣及び地方公共団体が連携して取り扱って地域の交通安全政策の推進の観点から、必要となる事業者の報告に関する実情情報等について共有する仕組みを構築していただきたい。</p> <p>このように仕組みも構築することとは、交通安全法第10条第2項、第12条、地域の公共交通性化・推進策も共に定められている。地方公共団体の責務や役割分担等の法の趣旨・目的にもかなうものであると考える。</p>		<p>【受審員】 提案団体の趣旨を十分に尊重されたい。もしは、交通安全法第10条第2項の基本理念を事業者等に周知していただきたい。</p> <p>【副知事】 情報収集の観点から、現行制度より適切に対応すべきとなっているが、提案団体に即して支障が生じているため、交通安全法第10条に基づいて提案団体が求める情報を地方公共団体に提供しよう、交通安全法第10条に基づいて、事業者報告等の内容を地方公共団体へ開かざることを提供すべきである。</p>			<p>【全国知事会】 交通安全法の規定及び実施のために地方公共団体が必要とする交通安全に関する情報について、事業者報告・実務報告等の提出によって生じ得る保有している情報のうち公開している情報と公表していない情報、それ以外の開示が保有している情報について、それぞれ整理していただきたい。</p> <p>○事業者が既に提供している事業者報告書・実務報告書については、交通安全法(平成28年法律第94号)第9条、第10条及び第12条並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成16年法律第97号)第4条の趣旨を踏まえ、地方公共団体の交通安全の策定及び実施に資する情報が含まれている場合には、希望する地方公共団体に当該情報を共有することを可能とする仕組みを構築していただきたい。</p> <p>○現行法下においては、地方公共団体において、事業者に直接情報提供を求めも阻まれて、事実関係が存在するところを踏まえ、交通安全法の規定及び実施のために必要な情報を確保し取得できるような仕組みを制度化するべきではないか。</p>	<p>○地方公共団体の責任を踏まえて提案団体の要望を詳細に伺った上で対応を整理するよう指図を行いたい。</p> <p>○提案団体に提供希望があった情報とそれへの対応は別個の通知とする。</p> <p>○加えて、国土交通省より、公共交通事業者に対し、交通安全法第10条第2項の趣旨を踏まえ、地方公共団体の交通安全の策定及び実施に資する情報を共有することと、追加コスト負担等について、関係機関で合意することが必要と考える。</p>	
39	<p>「財産処分等の制限規定は補助目的の完全な達成を確保するためのものである」と点については理解できる。</p> <p>しかし、本提案は緊急時における一時的な対応を前提としているものであることから、補助対象財産の機能等を損なうことは無いものと考えられる。</p> <p>このように、緊急時で、財産管理上支障がない場合は、包括承認としていただきたい。</p>					<p>【全国知事会】 所管者は個別に判断する必要があるとの回答であるが、大規模・広域・複合災害へ迅速な対応を促すため、統一の基準の見直しを強制的に行っていくべきである。</p>	<p>水管理・国土保全等補助事業等に係る財産処分承認基準においては、申請手続の原則として、財産処分を行う場合には承認申請書提出しその承認を受けるものとしているが(個別承認)、今回の提案は緊急時、災害等に発生した補助対象財産の目的外使用が認められる場合は、あらかじめ承認申請を行っていただくことを承認することで対応していただきたい。</p>	

国土交通省 各府県からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (請求項)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<通知共同提案団体及び該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答
	区分	分類									団体名	支障事例	
59	B	地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	【支障】近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中小企業が定める定款参考への暴力団排除の条が定められていない(平成27年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が定められておらず、認可および承認申請の届出の際に協会の規約を提出しながら、法律上の明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団排除の法に基づいた明確な根拠がないために行えない状況である。	【制度改正による効果】暴力団排除法による効果、行政の効率化等	中小企業等協同組合法	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	宮城県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、福岡県、静岡県	石川県、山梨県、岐阜県、奈良県、香川県、愛媛県、高知県、大分県	〇今支障事例が生じ可能性が高い。また、暴力団排除が社会全体の課題であることと資本金法と種別法との整合性から必要である。	【支障】警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態等明確に、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の違法・不当な介入実態が判明したならば、主管官庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力が必要であると考えている。	
73	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	国土利用計画法に基づく土地売買等の契約に準拠した上で、多様な事業者の参加を促進するための法律改正	【支障事例】国土利用計画法では、一定の面積要件等を満たす土地売買等の契約を締結する場合は、対象となる土地が存在する市町村を抽出して都道府県に事後届出をすることが義務付けられ、国土利用計画法(以下「計画法」)、「前条(市町村の区分)」及びそれぞれに添付する書類を提出することとなっている。	【制度改正による効果】事後届出に係る情報提供を受ける市町村においては、届出書の正本及びその添付書類1部のみを提出すれば足りる。とすることで、届出書及び届出資料の事務負担が軽減することができる。	国土利用計画法23条(第1項)	国土交通省	愛知県	福岡県、一宮市、津島市、小牧市、愛西市、豊山町、豊田町、豊橋市、岡崎市	〇本府県は、国土利用計画法の届出に係る事務に関して、条例による事務処理特例特例制度により簡便化を図っている。情報提供を受ける市、郡市も届出書で提供していない方が、情報提供は正則の届出書類を提出していることではない。現状、正本と併せて提出のみが認められる。届出は正本及びその添付書類を提出し、届出していることになる。そのため、届出書提出義務が廃止されたら、届出書及びその添付書類を提出することを中心、本府県にも影響が生ずる可能性がある。	国土利用計画法23条に基づき届出している土地取引内容については、民法に基づいて前送所収取が行使し従事等の取扱いがなされるものである。従道員において把握していることである。このため、条例に基づき事務処理特例特例制度により届出に係る事務が簡便化・削減されることにより、国土利用計画法23条第1項に規定されている、正本及び届出書類の提出が不要になるものではない。	
75	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	地域幹線系統確保維持費補助金(以下「補助金」という。)のうち車両購入に係る金融助費について、貸付金を利用した場合の対応の柔軟化	【支障事例】補助金の申請をするために、それと先立って、行政、交通事業者等と構想する申請に係る、生活交通確保維持費補助金(以下「補助金」という。)のうち車両購入に係る金融助費について、貸付金を利用している場合には、1年目の維持事業に要する額を算出することが必要である。また、年度ごとで運行形態に変更がない場合、1年目と2年目の維持事業に要する額を算出することが必要である。このように、2年目、3年目の維持事業に要する額を算出する必要がある。一方で、当初計画から異なる変更が生じた場合には、補助対象経費を記載する必要がある。計画認定後、金利の上昇により、補助対象経費が増加する場合は、あらかじめ国土交通省から計画の変更について認定を受ける必要がある。当該認定申請は、上開した金利が適用される1か月前までに提出する必要がある。したがって申請が間に合わない場合がある。また、本府県においては、借入先から事業者に対する利率変更の通知が必ずしも届かない場合がある。また、金利の上昇により、補助対象経費が増加する場合は、あらかじめ国土交通省から計画の変更について認定を受ける必要がある。当該認定申請は、上開した金利が適用される1か月前までに提出する必要がある。したがって申請が間に合わない場合がある。また、本府県においては、借入先から事業者に対する利率変更の通知が必ずしも届かない場合がある。また、金利の上昇により、補助対象経費が増加する場合は、あらかじめ国土交通省から計画の変更について認定を受ける必要がある。当該認定申請は、上開した金利が適用される1か月前までに提出する必要がある。したがって申請が間に合わない場合がある。	【制度改正による効果】金利の上昇前であっても、補助対象事業者は車両購入に係る金融助費について、貸付金を利用した場合の対応の柔軟化を図ることが出来る。また、補助対象経費の上限を定めれば、金利の変動による影響が軽減される。	地域公共交通確保維持費補助金(第1項)	国土交通省	愛知県	青森県、福井県、千葉県、石川県、兵庫県、岡山県	〇本府県は、3年目については、施設年度、次の年度に直前の実績をもとにした単年度で交付している。取扱いとなっている。	地域幹線系統確保維持費補助金(以下「補助金」という。)のうち車両購入に係る金融助費について、貸付金を利用している場合には、1年目の維持事業に要する額を算出することが必要である。また、年度ごとで運行形態に変更がない場合、1年目と2年目の維持事業に要する額を算出することが必要である。このように、2年目、3年目の維持事業に要する額を算出する必要がある。一方で、当初計画から異なる変更が生じた場合には、補助対象経費を記載する必要がある。計画認定後、金利の上昇により、補助対象経費が増加する場合は、あらかじめ国土交通省から計画の変更について認定を受ける必要がある。当該認定申請は、上開した金利が適用される1か月前までに提出する必要がある。したがって申請が間に合わない場合がある。	
76	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	地域幹線系統確保維持費補助金(以下「補助金」という。)のうち車両購入に係る金融助費について、貸付金を利用した場合の対応の柔軟化	【支障事例】補助金の申請をするために、それと先立って、行政、交通事業者等と構想する申請に係る、生活交通確保維持費補助金(以下「補助金」という。)のうち車両購入に係る金融助費について、貸付金を利用している場合には、1年目の維持事業に要する額を算出することが必要である。また、年度ごとで運行形態に変更がない場合、1年目と2年目の維持事業に要する額を算出することが必要である。このように、2年目、3年目の維持事業に要する額を算出する必要がある。一方で、当初計画から異なる変更が生じた場合には、補助対象経費を記載する必要がある。計画認定後、金利の上昇により、補助対象経費が増加する場合は、あらかじめ国土交通省から計画の変更について認定を受ける必要がある。当該認定申請は、上開した金利が適用される1か月前までに提出する必要がある。したがって申請が間に合わない場合がある。また、本府県においては、借入先から事業者に対する利率変更の通知が必ずしも届かない場合がある。また、金利の上昇により、補助対象経費が増加する場合は、あらかじめ国土交通省から計画の変更について認定を受ける必要がある。当該認定申請は、上開した金利が適用される1か月前までに提出する必要がある。したがって申請が間に合わない場合がある。	【制度改正による効果】金利の上昇前であっても、補助対象事業者は車両購入に係る金融助費について、貸付金を利用した場合の対応の柔軟化を図ることが出来る。また、補助対象経費の上限を定めれば、金利の変動による影響が軽減される。	地域公共交通確保維持費補助金(第1項)	国土交通省	愛知県	山梨県	〇本府県は、3年目については、施設年度、次の年度に直前の実績をもとにした単年度で交付している。取扱いとなっている。	生活交通確保維持費補助金(以下「補助金」という。)のうち車両購入に係る金融助費について、貸付金を利用している場合には、1年目の維持事業に要する額を算出することが必要である。また、年度ごとで運行形態に変更がない場合、1年目と2年目の維持事業に要する額を算出することが必要である。このように、2年目、3年目の維持事業に要する額を算出する必要がある。一方で、当初計画から異なる変更が生じた場合には、補助対象経費を記載する必要がある。計画認定後、金利の上昇により、補助対象経費が増加する場合は、あらかじめ国土交通省から計画の変更について認定を受ける必要がある。当該認定申請は、上開した金利が適用される1か月前までに提出する必要がある。したがって申請が間に合わない場合がある。	

審議 番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
59	審判によっては、別事業中等を記した議員がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。近郊、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可可としては暴力団に関与のある組合の認可を拒否したい。 また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えため、中小企業等協同組合への暴力団等排除規定への追加を求める。	-	-	-	【全国知事会】 公共工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除条項を追加すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		中小企業等協同組合法を改正し暴力団排除規定を追加するためには、罰法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保できないなどの具体的な立法事実が必要であるが、現時点でそのような情報を把握していない。 引き続き中小企業庁と警察庁が協力して情報収集を行い、中小企業等協同組合法の目的である「中小規模の農業、工業、商業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、助労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ること」に資するため、暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置を講じる必要があると認められる場合には、必要な措置を検討することとする。
73	現在、国土利用計画法第23条に基づく届出については、届出内容及び内容を都道府県から国土交通省へ届出する必要がある(平成29年1月1日付「国土利用」14号、15号国土第11号「国土利用関係部長・地域課長部長通知」)。そのため、本県では権限移譲市町村から事後届出処理内容書及び土地売買等届出書の取扱いが電子メール等により届出される見込みであり、届出及びその届出書類がなくても、都道府県知事が行う注視区域等の指定の判断等へ支障が生じることはないように、権限移譲された市町村の間で、届出内容等については情報共有がなされていることから、事務処理上活用されない届出およびその届出書類の届出義務を廃止することにより、届出者及び市町村の事務負担の軽減を図りたい。	-	【一宮市】 現在、国土利用計画法第23条1項に基づく届出については、愛知県へ事後届出処理内容書及び土地売買等届出書の取扱いを電子メール等で送付しており、愛知県は届出内容の把握を届出書の届出及びその届出書類の届出によるだけでなくも可能である。このため、届出及びその届出書類の届出義務を廃止することにより注視区域等の指定の判断等へ支障が生じる恐れはないと考えられる。 このように、届出内容等については愛知県と市町村で情報共有がなされていることから、事務処理上活用されない届出およびその届出書類の届出義務を廃止することにより、届出者及び市町村の事務負担の軽減を図りたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		一次回答のとおり、各県に基づく事務処理態勢制度により国土利用計画法第23条の届出に係る事務が市町村へ権限移譲がなされていることにより、ただちに当該法改正の改善「届出」規定されている正本及び届出の届出が不要になるものではない、ということに変更はない。 ただし、届出資料及び届出の事務処理態勢の確保のため、都道府県と権限移譲された市町村との間で電磁的的方法等によって届出内容等について適切な情報共有の措置が行われている場合については、届出者からの届出書類は正本のみとするを可とする方向で検討してまいりたい。
75	記載事項の簡略化の検討に際しては、2・3年目分の精神事業に関する職の記載の有無による抜本的な見直しを図りたい。 また、検討のスケジュールをお示しいただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		次期計画の検討(策定時期まで)、地域公共交通を確保・維持するための政策的な目標、効果等が適切に評価されているかを判断する上での情報の有効な活用・実施の進捗の確保について検討して参りたい。
76	「1カ月以内の申請についても柔軟に対応しているところ」とあるが、本県の事例に限らず、1カ月以内にて事業認定に向けた対応を行うことが困難な事例は実面的にもあると想定されるため、周知を徹底していただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		やむを得ない事情がある場合については、あらかじめ管轄の地方運輸局等と相談頂き、申請時期について引き続き柔軟に対応して参りたい。

審議事項	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
108	<p>〇周辺向上に伴い騒音等の環境性能が向上し騒音・振動の軽減している中で、周辺環境に影響を与えない施設の規模として、一律に処理能力が1日1トン以下として定められている合理的な理由は何かお示しいただきたい。</p> <p>〇F周辺環境に影響を与えない一定の小規模な産業廃棄物処理施設については、都市計画施設等を対象としていたところから、廃プラスチック等の破砕施設をそもそなく又は引き続きの破砕施設よりも別個に与える影響は小さいと考えられる。本県では、破砕前後の産業廃棄物の削減防止のため屋内集塵を実施しており、屋外集塵を全くなく又は引き続きの破砕施設と比較しても、周辺環境への影響が小さくなるよう対応している。</p> <p>〇また、中国や東南アジア諸国が廃プラスチック類の輸入を制限し、国内での廃プラスチックの処理、とりわけリサイクルによる処理が必要となるなど、社会経済情勢が変化していることから、1日1トン以下とする合理的な理由がないのであれば、周辺環境に影響を及ぼさない認められる範囲内で、規模の要件を見直すべきと考ええる。</p>				<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>【国土交通省】 〇建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号で定める周辺環境に影響を与えない施設の具体的な規模については、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」に規定する特定施設の敷地に係る基本要件を参考に、各地域が周辺環境へ与える騒音、振動等だけでなく、出入りに伴う交通量増加や交通安全等、周辺市街地環境への影響を踏まえた上で定めている。</p> <p>〇提案団体においては、廃プラスチック類の破砕施設の設置に際し、周辺環境への影響が小さくなるよう十分配慮しているともある。そういった提案団体に認められる施設の状況もまた、都市計画や都市計画審議委員の議決を行う際の許可により対応することが適切であると考えられている。</p> <p>〇なお、都市計画決定や特定行政庁の許可は地方公共団体の(長)が実施権者であり、同一分権化されていると認識している。したがって、具体の施設の建設にあたっては、地方公共団体の関係機関が審議議決の上、すみやかに手続きを行うことも可能である。(補審期間を定めることも可能であると考えられる。)</p> <p>【環境省】 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律は、産業廃棄物の処理施設の定めの供給と産業廃棄物の適正処理の促進を目的としており、基本指針に定められた規模要件は、効率的な産業廃棄物の処理を行うことができる施設として施設等の対象となる施設の処理能力として規定されています。</p> <p>環境省としては、建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号において、都市計画決定等を踏まえて対応して参りたいと考えています。</p>
118	<p>「計画上の機能を満足するために必要なものとして決定した区域を縮小することで、都市計画施設の機能の低下につながる可能性が考えられることから、軽微な変更の発生していない」の点ですが、本条例は、継続する財政負担の軽減に向け、明かにかつ重要な明切な見直し、現状を踏入るものがあることから、都市計画道路の機能の低下につながる可能性は低いものと考えられます。また、そもそも継続する財政負担の軽減計画道路の機能は、道路に再投資する交通量の増減にのみならず、顕微鏡に準じたものでもあり、顕微鏡に準じたものか否かにおいて、国が交通計画上の影響を検討する必要があると考えます。</p> <p>国土交通大臣との協議を行う場合は、協議に係る手段・譲渡等の交通計画が発生するため、本条例のように都市計画上の影響が少ないものについては、同意・協議の対象とならないようにしていただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 同意を要する協議は必要最小限とすべきであり、提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>提案を受け、他の類似事例を確認した結果、本件の隣切り部分の都市計画道路の区域の変更については、他の都市計画道路の敷地にない必要性は低いものでもあり、国土交通大臣への協議・協議を要するものではないと判断した。</p> <p>今後、当該都市計画変更を都市計画法施行規則第18条に定める「都市計画の軽微な変更」に位置付けるよう、省で改正の検討を進める。</p>
119	<p>〔農林水産省〕「地域再生法第18条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものみなされた財政処分については、この承認基準に定める手続を踏まないものとする。」としており、この場合、10年経過後の期間で発生する補填金の返還に財政負担が軽減されていると見られますが、地域再生計画に認定された地方自治体汚水処理施設整備交付金を非用し整備や維持した産業廃棄物処理施設を含む場合、新たに当該施設に係る地域再生計画を作成し認定を受けなくても、農水省財政処分承認基準第15条第8項に該当するが明確化していただきたい。</p> <p>また、(環境省)経過年数が10年未満の施設であっても、市町村合併、地産地消等の施設に伴い、当該地方公共団体が当該事業(特定事業)が当該施設において実行しているとの判断の下に「財政処分」である、環境大臣等が適当であると個別に認められるものについては国庫納付に関する条件を行使せずに承認することとしているため、この場合は必ず承認納付をせずに財政処分することが可能とありますが、環境大臣等が適当と個別に認められるものに、本提案のような人口社会を発生した効率化を前提とした汚水処理施設の統廃合が言及される明確化していただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 所管府県から現行制度により対応可能という趣旨の回答があったが、提案団体が求めている事例につき、詳細な検討が必要となることについて懸念し、地方公共団体に周知を促すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 なお、所管府県からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係については提案団体の間で十分確認を行うべきである。</p> <p>提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>【内閣府、国土交通省】 第1次回答を踏まえて、農林水産省、環境省から発出された通知に関することであるため、当府県への対応は必要と見られる。</p> <p>【農林水産省】 地域再生法第18条には、「(認定)地方公共団体が認定地域再生計画に基づき第5条第4項(第三号)に規定する事業を行う場合において、当該認定地方公共団体の承認を受け、これをもち、補助金等に係る事業の執行の適法化に関する法律第22条に規定する各府県(長)の承認を受けるものとなる。」とある。</p> <p>地域再生法による認定地域再生計画に基づかない事業については、「補助事業等」により取得又は取得の増しした財政処分の承認基準に基づいて「第18条第8項に該当しない」。</p> <p>【環境省】 提案団体の条件は全(国)環境省18号を踏まえていることであるため、「補助事業等の補助金等」及び別添第2に定める「財政処分の承認基準」について(平成20年5月15日付行財政課発00515009号)の別添第2に基づき、包括承認により財政処分が可能である。</p>
120	<p>現行制度では任期が2年と法定されており、地方が自主的に任期を定める余地が認められていない状況です。委員の任期については、法律で規定しなければならない明確な規定をお示しください。</p> <p>提案団体の委員の任期についても、現時点で2年以外としている地方公共団体がなかったとしても、条例委任したことで、必要に応じて地方が自主的に任期を定められるようになったことに留意する必要があります。</p> <p>都道府県における条例制定の負担を考慮するのであれば、本県としては、一律に条例委任を求めない方法ではなく、2年以内の任期の範囲を定める提案も、必要に応じて条例制定し、任期を法定できるようにする方法も考えられ、2年以内の任期を希望しない都道府県が新たな条例制定を希望しないのであれば、「大半の自治体に適用する条例制定の負担を負わずに」6年、地方の自主性・自立性を求めることができないものではないと考えます。</p>				<p>【全国知事会】 所管府県は、具体的なニーズが立派でない限り提案に応じることではないこととありますが、提案の検討に当たっては、国が地方に委ねることによる変遷を立証・説明すべきである。</p> <p>委員の構成、数・任期・責任等については法律で、地方公共団体が条例で定めることとする。地方分権推進計画を踏まえて、提案について十分な検討を求める。</p> <p>趣意を表明した自治体は、地方分権の趣旨を全く理解しないものもあり、到底許容することではない。</p> <p>地方として、新編としての趣旨を踏まえ、国の態度を明らかにすることを求める。</p>		<p>〇 都道府県建設士監査会の運営は自治事務であり、かつ国の審査会等の委員任期について条例委任されているものもあると聞けず、都道府県建設士監査会の委員任期が全国一律で2年と法定されていない限り、地方公共団体の判断により規定することを可能とする。地方の自主性・自立性を高めることが地方分権の趣旨であり、建設士監査会の委員任期の条例制定に際して、「その結果として、地方分権の趣旨を踏まえて、地方公共団体の判断により規定することとする」が、地方分権の趣旨を踏まえて規定すべきである。</p> <p>〇 任期の変更を希望しない都道府県における条例制定の負担を考慮するのならば、希望する都道府県の条例制定に任期を法定できるようにする措置方法を併せて検討し、条例委任すべきではない。</p>

国土交通省 各府省からの第2次回答

整理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
129	自 地方に対する 規制緩和	運輸・交通	自家用有償旅客運送による道路 による貨客混載の許可基準の緩和	自家用有償旅客運送による道路 地域等における少量貨物の有償 運送において、地域公共交通 運営で困難な場合又は、 道路運送法第78条第3号に基づ く許可なく少量貨物運送を実施す ることができるとする、自家用 有償旅客運送による道路地域等 における少量貨物の有償運送に 係る道路運送法第78条第3号に 基づく許可を受けるに必要な 地域の貨物自動車運送事業者の 同意を得たこととする等自家用有 償旅客運送による少量貨物有償 運送の条件・手続等を緩和する。	一般乗合旅客自動車運送事業による350kg未満の貨客混載は道路運送法第 82条により許可不要として認められているが、自家用有償旅客運送による貨 客混載を行う場合には、「自家用有償旅客運送による道路地域等における 少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可」に係る取り 扱いについて(国土農水省412号国土農水第172号平成28年3月31日)に基づ き、許可することとなっている。本通知によると、許可基準は、既存の有償自動車 運送事業者等によっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保 が困難な地域として、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障が ないよう運送先等がある地域に限るとし、運送支局長が、国土交通省自 動車局との協議の上、当該地域の物流の状況、住民の貨物輸送に係るこ ー等について、必要に応じて当該地域の住民、地方公共団体、業界団体等の 他の関係者から意見を聴取し、判断することとなっている。 ※注：鳥取県自野村自治体において、バス事業の公益性向上のため自野村 運送支局から地域の同意が求められていることから、当該地域の貨物自動車 運送事業者である自野村内4社(一般貨物自動車運送事業1社、軽貨物自 動車運送事業2社)それぞれから支障がないかについて確認する必要があり、 当該事業がなかなか進まない。	地方自治体等が運営している乗合バスは、高齢者の重要な移動手段となっ ているが、赤字により存続が困難となっており、貨客混載による新たな収益の 確保により、当該路線の維持・存続に繋がる。	道路運送法 -自家用有償旅客運 送による道路地域 等における少量貨物 の有償運送に係る道 路運送法第78条第3 号に基づく許可に係る 取り扱いについて(国 土農水省412号国土農 水第172号平成28年3 月31日)	国土交通省	鳥取県、京 都府、京都 府、兵庫県 、奈良県、 和歌山県、 広島県、山 口県、徳島県		愛媛県	〇路線バスは、350kg以下の少量貨物を許可して運送できることから、自家用有償客 客運送を行う自治体からは、許可なしでの農産物といった少量貨物輸送といった規制緩和 を求めている。 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を行う場合には、輸送の安全 の確保及び利用者利益の保護の観点から許可が必要となっている。自家用有償旅客運送による 有償での貨物運送についても、上記の観点から原則として認めておらず、地域の既存の貨物自動車 運送事業者のみによっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難 であるなど公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、許可を受けた場合に限り認 めていく。その際、輸送の安全の確保並びに利用者利益の保護の観点から問題がないかを申請二 次に確認する必要があるため、許可を不要とするとは困難である。 ※注：地域公共交通安撫については、旅客の利便の増進を促す観点から検査自動車運送事業 者等により構築することとされており、貨物自動車運送事業に関するものはなっていないこと。	

審議 番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
129	<p>○一般乗用旅客自動車運送事業者(以下「乗り合い(事業者)」)による550kg未満の貨物運送は、道路運送法第82条により許可の手続きを経ることなく実施することが認められている。自家用有償旅客運送の運転者要件は、乗り合い(事業者)より2種免許の保有が必須とはならないものの、国土交通大臣が指定した運送形態別での講習が義務付けられており、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点で乗り合い(事業者)と取り扱いに差を設けるのは不相当である。</p> <p>○また、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを確認する必要があることと見做して許可制としているのであれば、貨物運送事業者の側面は直接関係ないため不相当ではないかと考える。</p> <p>○地方における人口減少、モーダリゼーションの進展により多くは赤字路線となっており、その維持運営が困難となっている。バスによる貨物運送は、赤字路線での新たな収入源として期待されており、これにより路線の維持につながるため、「旅客輸送の確保その他の旅客の利便の確保を図るため」の道路運送法施行規則第9条の2に規定される地域公共交通会議の設置目的に十分合致する。そのような地域の事情により、地域公共交通会議の設置上必須と認められる場合、構成員(貨物事業者等)も加入することができるため、そこで少なくとも、自家用有償旅客運送による少量貨物の運送が必要と判断された場合には、許可制が少なくとも少量貨物の運送を実施してもよいのではないかと考える。</p>		<p>【乗組員】 路線バス(一般乗用旅客自動車運送事業)の乗止により、市町が運営する自家用有償旅客運送のミニモビリティ(以下「ミニモビリティ」)等がその代替交通機関として重要な役割を担っている。これら交通手段の維持や地域活性化のため、空室スペースに一度乗員の乗降機等を品乗車の一つとして挙げられる。</p> <p>これらの輸送を容易に行うことができるよう、地域にとって使い勝手な制度に改正すべきであり、許可制が少量貨物の輸送が可能な路線バスと区別して取り扱うべきではないと考える。</p>	<p>【全国知事会】 自家用有償旅客運送等については、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されていることから、提案団体の提案に沿って、地域の事情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を整えるべきである。また、そもそも自家用有償旅客運送が行える地域は交通不便地域であることを踏まえ、改めて許可や台意を必要とすることの妥当性について検討すべき。</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○自家用有償旅客運送について、一般乗用旅客自動車運送事業者については許可制(少量貨物運送が認められていること、自家用有償旅客運送が実施されるのは主に交通空白地であること)と、実態として一般乗用旅客自動車運送事業者に委託して運行している場合が多いこと等を踏まえ、少量貨物運送に免許制を課すべきではない。</p> <p>○「輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から許可が必要」とのことが、国土交通大臣の部会(地域公共交通政策実現計画)に定められた地域公共交通再編事業に係る自家用有償旅客運送を行う者は、許可不要で少量貨物運送を行うことが可能となっている(地域公共交通再編事業活性化策)の旨と一致していることであり、その他の自家用有償旅客運送を行う者についても、許可を課すことが可能ではない。</p> <p>○「地域公共交通会議」については、貨物自動車運送事業に関するものとはなっていないことだが、地域の事情に応じて、構成員(貨物事業者)も加入することも可能であり、自家用有償旅客運送による少量貨物運送について議論することが可能ではない。</p>	<p>○一次回答でも述べたとおり、自家用有償旅客運送による有償での貨物運送については、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを申請ごとに確認する必要があるため、許可を課すべきことは困難である。</p> <p>○一方、運送事業者の本業運送による取扱いの対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととしている。関係者からの意見については、地域の物流網の維持の観点からの意見が適切に反映されるものがあることが前提となるのは当然であるが、例えば、自家用有償旅客運送による有償での貨物運送を実施しようとしている地方公共団体(市町村)及び自家用有償旅客運送者が実施しようとしている少量の貨物の運送について、そのエリア、貨物や運送の担手等を踏まえ、制度が適切に考えられる貨物自動車運送事業者が実施するべき(注)は、これらの等の意見をそれぞれ代表しうる者)を構成員も含む協議会等の場で合意が得られた場合には、当該意見の反映を図るべきであることには異論はないと考える。</p> <p>○なお、自家用有償旅客運送については、一般乗用旅客自動車運送事業に比して、運転者の要件、運行管理制、安全管理体制など全体的に取組水準が異なるものとなっている。また、一般乗用旅客自動車運送事業者による少量貨物の運送は、決められた運行ダイヤルに基づいて行われる旅客輸送に併せて決められた停所において新開路等を降ろすようなものが基本的には想定にかけられているのに対し、貨物の運送に対して行われるものとなっている。自家用有償旅客運送では必ずしも同様の態様での運行が行われない場合が多々存在しているものと考えられる。</p> <p>また、本来、貨物自動車運送事業法に基づき、一定の要件を満たして許可を受けた貨物自動車運送事業者が貨物の運送を行うことが原則であり、自家用有償旅客運送による有償での貨物運送については、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から、運行管理等の管理体制、地域の物流網の状況等について確認するため、許可制としているところである。</p>	

国土交通省 各府省からの第2次回答

審議事項	提案区分		提案事項(事業名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	模範法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
143	自 地方に対する規制緩和	土木・建設	法人上・地物本調査の都道府県の事務の見直し	法人上・地物本調査の都道府県の事務の見直し	国交省が5年ごとに実施している「法人上・地物本調査(基幹統計調査)」の区分で事務を行うこととされているが、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう法定受託事務を見直すこと。	本調査については、統計法第16条及び統計法施行令第4条に基づき、以下の区分で事務を行うこととされている。 【都道府県】 国が都道府県内にとどまる「会社以外の法人」の名簿整備、情報(2回目・3回目)、調査票の回収・受付(郵式審査)、データ入力(富士交通等) 活動が全面开展している「会社以外の法人」及び「会社法人」の名簿整備、その他の都道府県が実施する業務以外の業務 【支援事例】 (1) 都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。 (2) 国から都道府県への委託費について、十分な予算が確保されていない。 (3) 調査内で国と都道府県で事務分組が分かれており、国寄る法人には分かりにくいと思われる。 【上記の具体例】 (1) 国が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、当県では、この作業専属の非常勤職員を昨年度雇用したが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦労した。 (2) この調査に必要な職員の人材不足問題や別働隊の発生等どうしても必要となる経費もあるが、これらを都道府県で負担することがある。 (3) 国について、1回目と国交省が、2回目以降は都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れがある。	統計法第16条及び統計法施行令第4条	国土交通省	鳥取県	一	北海道、青森県、福島県、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、石川県、山梨県、愛知県、茨城県、兵庫県、岡山県、香川県、熊本県、大分県、九州府が知事	○法の趣意として、調査票の受付・審査が国と都道府県に分かれていることから、国と都道府県、特に都道府県に事務が集中しているが、国が一括して調査をすれば、都道府県への依頼、委託契約、都道府県からの調査に対する国費、都道府県が実施する業務等を削減することができる。業務の効率化が図れる。 国が一括して調査をすることで、特段の支障がなければ、国で一括して調査し、業務の効率を高めることができる。 ○当団体の場合、対象の法人が団体となっていることから、専任の事務担当者が居ない小規模の無法人法人種々な長部が油断し寄せられるが、国へ全てを質問していたら、国費から一括して国費として一括して調査することにより、業務が集中する。 ○都道府県事務所は、事前調査(都道府県の会社法人以外の法人の名簿整備)のみに留意し、本調査業務は国で一括して行われることとする。 【効果】事務手続きおよび経費の効率化 【支援事例】 5年に一度実施される調査であり、県では当該調査に係る人員を調査年度に限り確保することは現実的でなく、調査担当職員の業務負担が大きい(県の本来業務に支障が大きい)。 調査を受ける法人からの問い合わせ対応は国が行う予定であるが、調査票の提出先は県であり、また調査票の審査は県が専任で行う関係で専任であるため、調査対象法人は問い合わせ先が分かりにくく混乱を招く恐れがある。 国が一括して作業する場合には、経費及び事務手続が非効率である。例えば、調査票は国が受け取り一括して法人へ一律に郵送される(既述)と一括して送付されるが、都道府県が分かるため経費のムダが生じる。 国からの委託費について、十分な予算が確保されていない。H30年度調査では、県の各都道府県への予算の配分調整に時間がかかり委託費の確定が遅くなったため、県が委託事業者への見積りの依頼も遅れた。 ○国は「会社法人」の調査を外部委託しており、都道府県に委託している「会社以外の法人」も含めて一括で外部委託すれば、事務の効率化及び経費削減を図ることができ、国費では、業務遂行のため、非常勤職員を雇用して対応しているが、応募者なかなか現れず、人材確保に苦労するなど体制及び作業環境整備の負担が大きくなってきている。 「会社以外の法人」だけ都道府県に割り当てられたり、調査票の受付整理や未提出法人への督促等だけ都道府県が実施したりする合理的な理由も見当たらない。 調査方法について、国が調査を実施するが、受け付けは都道府県となり、調査票未提出法人に対する督促(1回目)は国が実施するが、2回目以降は都道府県が実施するなど、調査を受ける法人にとって調査実施主体がわかりにくいシステムとなっており、混乱やトラブルを招く恐れがある。 ○国と都道府県で役割分担して実施することで、調査を受ける法人にとって実施主体が分かりやすい。 【具体例】 (1) 国が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、臨時職員を雇用する場合、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦労する場合がある。 (2) 再委託する委託費の予算不足により前年度で事務処理することにより職員負担が増加している。 (3) 督促について、1回目を調査省が、2回目以降は都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れがある。 【効果】 (1) 国から通知のあった委託費では国費は外部に再委託できないが、臨時職員を雇用する予定である。このため、委託費は不足し、県で作業する関係で業務や出張費などの事務作業が追加で発生している。 ○国と都道府県で役割分担して実施することで、調査を受ける法人にとって実施主体が分かりやすい。 【具体例】 法人が調査票を送付するは、問い合わせ先は国となっている。また、督促について、業者督促を県で、封書・電話督促を国で行うことになりわかりづらく(封書等の返送先は県)、混乱、トラブルを招く恐れがある。 効果的な見直しがある。 【具体例】 国では調査を民間にも委託し、都道府県も再委託で民間に委託もなっていることを見ると、国で一括して民間に委託した方が効率的ではない。(都道府県が存在する効果から見れば) ○調査票の内容と同様に、5年に1度の統計調査のため国から委託される当該事務は、事務量が膨大であり、限られた職員での対応が困難であるため、民間事業者へ再委託することになるが、国からの予算が限られていることから、民間事業者を呼びつけることが困難な状況である。また、各都道府県においては、入札や契約、調査票の受付、国や業者との連絡調整に苦労するなど、非常勤職員を必要としか、国が一括して外部委託することにより都道府県の事務負担を軽減するよう法定受託事務を見直すこと。 ○本調査事務については、一部は国が民間委託を行い、一部は都道府県が民間委託を行うことで、事務手続を非効率化している。 法人有償調査については、法人番号制度の導入により国税庁が一般公開している法人データと国交省が連携する仕組みにより、都道府県は非常勤職員を雇用している。特に社会福祉法人については、大半は市町村が所管しており、名簿作成を都道府県で行う業務量が少なくなっている。 ○国からの委託料が十分に確保されておらず、業務に支障をおこなうほどの効果的である。入札業務等事務量が多く、国において一括して外部委託をおこなう方が効果的である。 ○各都道府県においては、再委託する場合も、非常勤職員を雇用する場合も、業者や人材を確保するのには苦労しているため、本調査は国が一括して外部委託を行えば、各都道府県の事務を省費でも効果的である。 ○都道府県への法定受託事務としている明確な理由及び必要性が見えず、経費及び事務手続の面で非効率である。 ○都道府県への法定受託事務として、(1) 国からの委託(2) 国からの委託(国で国が)が分かれており、国寄る法人には分かりにくい。 当該調査が5年に1回の頻度であることから、その事務実施のための人員確保が困難な状況下で、事務の高度化が認められるとは考え、その業務のために必要とされる、手配、入札、運用管理業務等を行う職員の負担が重くなる。加えて、国は本調査業務そのものを民間委託しており、国が分担する事務は当該調査業務の一部であることから、国と都道府県それぞれが民間委託している関係は非効率である。 調査を受ける法人としては、調査の各部分における主体が国と都道府県が分かりにくく、混乱やトラブルを招く恐れがある。 ○本県では、本調査専属の非常勤職員を雇用し、業務を実施しているが、人員確保や情報収集に苦労した作業所の影響も受けている。また、国からの予算確保が十分ではなく、委託の実施は困難となっている。	

審議番号	各府県からの第1次調査を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次調査を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集統計専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
143	<p>〇「調査集約率」への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要との理由に照して、平成30年土地基本調査に関する研究会(第1～3回)議事概要等によれば、調査業務へ都道府県を巻き込む以外の回収率確保のための方法が積極的に検討・議論されている様子は見えない。平成30年調査に向けては、都道府県の関与ありきで検討を行うのではなく、国だけの調査では回収率が上昇しない(回収率検証)、都道府県の関与がなくても回収率を確保できるかどうか(その研究で検討した上で、統計集約率自体も含めて)の位置づけも含めた調査方法等の根本的な見直し、原則等も含めた運用の徹底に当たられるべきではないか。</p> <p>〇「学識経験者等」からの研究会において、都道府県の関与の在り方について検討するとするとの意向について、これまでも土地基本調査に関する研究会での検討状況が踏まえ、具体的な指図をお示しいただきたい。なお、「次回調査」に向けて、平成30年調査の調査業の回収状況や結果も踏まえることであるが、検討を先延ばしにせずとも過去の調査結果を踏まえて検討をすみやかに開始していただきたい。</p>		<p>【告知書】 調査業の回収時における国と県の現行の事務分担は、調査対象が会社法人であるか等によって分けられているだけであり、これらを変更することで回収率が上がるかは考え難い。都道府県の関与のあり方について、引き続き検討を促している。法人土地・建物基本調査における都道府県の関与の必要性が十分に示せないのであれば、提案の趣旨に沿った都道府県事務の充実も検討していただきたい。</p> <p>【補足書】 調査対象約45万法人のうち、国が約54万法人(会社法人)、都道府県が約15万法人(宗教法人、学校法人等)を所管している。調査のフロー等は、いずれの法人もほぼ同一であり、国が一括して行方が効率的である。事務分担の変更により、法人(会社法人以外)によっては、調査業の関与先が都道府県から国に変わる。しかしながら、このことが県道で回収率に影響を与えるとは考えられない。経費削減及び「自治体の負担を国が実施することとしても、一連の業務を行う準備は必要であり、都道府県が行う事務負担は変わらない。</p>				<p>平成30年土地基本調査に関する研究会(第1～3回)においては、国と都道府県の事務分担の見直しのほか、「調査業」の構成・デザイン改善などの回収率確保に関する議論を行った。また、平成30年調査は、平成28年に実施した予備調査における国と都道府県の事務分担に比した平成30年調査の傾向について検証を行い、その結果を踏まえて、国と都道府県の事務分担を決定した(平成28年予備調査における国の回収率 約71%、都道府県の回収率 約55%)。</p> <p>次回調査における都道府県の関与の在り方については、今回の調査に伴う回収率等の結果を踏まえたうえで、次回調査に向けた研究会等に向けて、事務の効率化のための見直しの方向性を整理する。</p>

管理番号	各府県からの第1次回審を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回審を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回審
	見解	補足資料	見解	補足資料			
153	大規模災害発生時における河川橋梁工事については、菅田局長が長い間、わずかな改善や地割の変更など、変更事業費が高額になるケースがある。これは、災害規模の大きさに起因する問題であり、1次回審にもあるようが設計変更をした結果、着工後規模の大きさに起因する追加事業が発生しないという事は保証されない。 また、大規模災害時の災害査定においては、査定方針に事前ルールが定められているなど、事務的対応や作業について一定の配慮がなされている。そのような状況が確保されれば、早期の河川工事の実現のため、実施時期においても開削と車道の効率化が図られるべきではないかと、近所、東日本大震災や熊本地震を踏まえた大規模地震、去年7月の西日本豪雨のような大規模災害が頻発しており、今後も全国各地で大規模災害が発生することが予想される。災害規模に応じた金額要件の緩和を是非とも検討していただきたい。				【全国知事会】 大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務負担の軽減など必要な措置を行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		設計変更の協議をする金額要件を緩和すれば、工法や構造に影響がでるような重要な変更も「軽微な変更」に含まれる恐れがあり、その変更内容を確認することができなくなる。そのため、十分な費用効果が得られないなど、事業の適正な実施ができない可能性があるため、本提案は不適切である。 なお、東日本大震災のような大規模災害が発生した際は、災害箇所が特定の地域に集中し、さらには「災害発生が想定されることから、事務的効率化(効率化)を図り、早期の河川工事を実施するための」被害のあった地域において、特別に「軽微な変更」の金額要件を緩和することで対応している場合があり、そのことは承知している。
159	神戸市においては、昭和22年から昭和32年頃にかけて各村を合併した際に、各村の村道路線を市道として認定、区域を定め、供用を開始する旨の告示を行っている。また、各村内道は、旧道路法(大正8年4月10日法律第58号)制定時に、村内の多くの道を、一般交通の用に供しているとして、村道路線として認定している。 こうした経緯から、本市では多くの集落が市道として認定されているが、道路整備等の時代の変遷により、機能を失ったと思われるものも存在している。こういった道は、適やかに供用廃止を行うことが望ましいが、地割が不明確なものやその後の用途が確保されていないものが多く、供用廃止にあたって多くの作業や時間を要することを踏まえ、私下で要望があるものから行っているところである。 このような実情に鑑み、区内全域供用廃止を進めていくために、機能・形態を失っている道路については、管理期間を設けることとできるようにしていただきたい。				【全国知事会】 市町村の管理期間については、地方分権改革推進委員会第2次報告を踏まえ、廃止または条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		道路法第2条に規定されており、道路法における道路とは「一般交通の用に供する道」すなわち、不特定多数の一般大衆の用に供するものであることから、通行人の利便性を確保する必要がある。提案にあるような機能・形態を失い、通行しなくなった道路は法律上前提とされていないことから、そのような道路を撤廃することを容認した上で制度を改善することは法原則とされている。また、道路法上の道路は一般交通の用に供する道であることから、特定の近隣住民のみの同意によって撤廃し(廃止)に供することは適切ではなく、供用廃止などの公平な管理期間において他の道路への利用等を検討したうえで、民有地に移管する必要がある。 そのため、管理期間を定めた市町村に委任して機能・形態を失った道ではない。 さらに、平成20年の地方分権改革推進委員会の答申(次期自治体法改正法案)に基づき管理期間が設けられているが、その後自治体への調査を行い、それを踏まえて平成21年に当時の管理期間を半分に短縮していること。
165	各都道府県協議会から提出される計画の記載内容に誤り等が多いとあることであるが、毎年のように変更や修正が変更され、わかりずらいことから、これまで配布されている記載要領のほかに手引き書などを示す、あるいはわかりやすく記載されるよう記載を簡潔化する、計算式入力した様式を配布するなどの対応を図られたい。また、協議会の委員の一人として参画しており、計画内容も承知している連絡先により内容確認がなされるよう連絡先・連絡先住所に指示していただきたい。 なお、河川工事上、変更時に補助対象期間中の認定が煩雑なため、事務局が計画認定に必要な準備等の通知を早めるとともに、国土交通省内の事務スケジュールの見直しを検討されたい。		【管轄府】 平成30年度の計画認定については、平成29年9月29日付け通知が、平成30年8月1日付けで制定し、約10ヶ月の遅れが生じたことでもあり、毎年遅れが常態化していることから、画において制度の根本的な見直しが必要である。		【全国知事会】 地方公共団体は補助金を受けるに当たり、補助要綱により計画認定が義務付けられ、大きな事務負担を要していることと並行して、当該補助金による歳入交付・交付金は、廃止又は法律・政令に抵触を要することと、また、期日内の適正な事務手続きを行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		現在の様式については、補助金の算出に必要な情報のみを記載いただいているところ、これ以上の簡潔化は困難であるが、ご意見のあった自動計算される様式の配布については次回計画の様式決定段階で検討して参りたい。また、協議会高等のチェック体制についても、これまで以上に十分な内容確認がされるよう指導して参りたい。 交付要綱の改正や計画策定に必要な準備等の通知の簡略化については、次年度の補助の根拠となる政府予算決定後、速やかに取り組みたいところ、これ以上要綱改正等のスケジュールを早めることは困難であるが、要綱改正等を行う場合には、これまで以上にわかりやすく丁寧な説明に努めて参りたい。 なお、計画認定の廃止については、本補助金が、生活交通の存続に貢献している地域等において、都道府県協議会等が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しながら、地域の特性・実情に応じた柔軟な運用が確保されることと決定する計画に基づいて実施される事業に対して補助するものであることから、廃止することはできない。

国土交通省 各府県からの第2次回答

番号	提案区分		提案事項 (取組名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	模範法令等	制度の所管・関係府省	団休名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支援事例		
204	自 地方に対する 規制緩和	土木・建築	認定特定行政庁に選 べることができる建築主 事の資格要件の緩和	建築基準法の21条により建 定特定行政庁が置くとがで る建築主となる場合に限り、二級 建築士試験に合格し、かつ支店 も建築基準適合判定資格検定 を履修することが可能なことで、 認定特定行政庁に置くことが できる建築主事の資格要件を 緩和する必要がある。	本市は、建築基準法の21条により建築主事を置き、認定特定行政庁とし、長期優良住宅建築等計画と連携した長期優良住宅又は省エネ住宅等の良 質な認定住宅の促進、並びに地適正化計画と連携した居住誘導によるコン プレックスの推進などの施策を推進していることから、住民に身近な認定 建築物の指導・建築相談を実施しており、都道府県が行う場合と比較して短期 間で認定特定行政庁に置くことが出来る建築主事の資格要件の緩和による ことで、認定特定行政庁に置くことが出来る建築主事の資格要件を緩和する 必要がある。また、本市には一級建築士資格を保有し、かつ建築基準適合判定資格者 である者が名を名し、いずれも中長年の職員で、かつ若くは外務の建築関 係業務に携わっているため、建築主事として任用されるのは名を名し、 今後の存続が見込まれる状況にある。 地方では一級建築士資格を要する物件も限定的で建築士の絶対数も少ないた め安定的な職員採用は困難であり、仮に二級建築士を採用できても一級建築 士と建築主事試験合格までの育成には相当の時間を要する。	今後、認定特定行政庁として存続が困難となること、地域の特色に沿った支 づり及び住民に身近な建築行政の実現の支援など、特に、今後、長途の 規制緩和に向け、全面的に建築相談等が増大することが見込まれる。認定 特定行政庁及びその行政が置く認定建築物の種類は、一級建築士 の業務の範囲であることになり、認定特定行政庁の業務内容に比べて、認定特定行政庁に置くことが出来る建築主事の資格要件の緩和による ことで、認定特定行政庁に置くことが出来る建築主事の資格要件を緩和する 必要がある。また、本市には一級建築士資格を保有し、かつ建築基準適合判定資格者 である者が名を名し、いずれも中長年の職員で、かつ若くは外務の建築関 係業務に携わっているため、建築主事として任用されるのは名を名し、 今後の存続が見込まれる状況にある。 地方では一級建築士資格を要する物件も限定的で建築士の絶対数も少ないた め安定的な職員採用は困難であり、仮に二級建築士を採用できても一級建築 士と建築主事試験合格までの育成には相当の時間を要する。	建築基準法第5条	国土交通省	熊本市	-		熊本市において、認定特定行政庁に置くことが出来る建築主事の資格要件を緩和する必要がある。また、本市には一級建築士資格を保有し、かつ建築基準適合判定資格者である者が名を名し、いずれも中長年の職員で、かつ若くは外務の建築関係業務に携わっているため、建築主事として任用されるのは名を名し、今後の存続が見込まれる状況にある。地方では一級建築士資格を要する物件も限定的で建築士の絶対数も少ないため安定的な職員採用は困難であり、仮に二級建築士を採用できても一級建築士と建築主事試験合格までの育成には相当の時間を要する。		認定特定行政庁に置くことが出来る建築主事の資格要件を緩和する必要がある。また、本市には一級建築士資格を保有し、かつ建築基準適合判定資格者である者が名を名し、いずれも中長年の職員で、かつ若くは外務の建築関係業務に携わっているため、建築主事として任用されるのは名を名し、今後の存続が見込まれる状況にある。地方では一級建築士資格を要する物件も限定的で建築士の絶対数も少ないため安定的な職員採用は困難であり、仮に二級建築士を採用できても一級建築士と建築主事試験合格までの育成には相当の時間を要する。

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
204	<p>〇確認審査業務の観点における一次回答の指摘について否定するものではありません。〇しかしながら、平成10年の建築基準法改正から約20年を経過し、民間の指定確認検査機関が随時建て替え申請・検査業務を行うことになった成果が顕し、県定特定行政庁の建築基準法における建築主事の役割が期待にたつくと捉えられます(全国的にも同様)。本項においては、平成29年度の建築確認申請数は全申請数の約1%強と減少が進んでおります。県定特定行政庁の業務負担が軽減したと考えます。</p> <p>〇現在は、長期優良住宅等促進法、建築物省エネ法、低炭素化法、建設リサイクル法等の、建築基準法以外に県定特定行政庁に申請されている業務や市民からの住宅建築相談、指導が業務となっており、これら業務に当たって住宅設備を行っています。今後も地方の県定特定行政庁が建築基準法以外に申請されている業務を安定的に継続できるよう、本市が抱える具体的な支援事例や制度改正による効果の得られるような提案を行ったとき、より高い水準で御理解いただきたいと考えます。</p> <p>〇また、一級建築士が習得している技術基準と建築基準適合判定に必要な技術基準が必ずしも同一であるとはえず、二級建築士でも、建築基準適合判定資格試験に合格していれば建築主事に必要な知識や技術基準は備えていると判断でき、一級建築士が資格要件である必要に疑問を感じます。</p>				<p>【全国市長会】 慎重に検討されたい。</p>		<p>〇建築基準適合判定資格者認定は、建築士の設計に係る建築物が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に適合するかどうかを判定するために必要な知識及び経験について行なうもので、受検資格として、一級建築士試験に合格した者で、建築行政又は建築基準法第14条の1第1項の確認検査の業務その他これらに類する業務で数年にわたるものについて、2年以上の実績経験を有することを条件としている。</p> <p>〇二級建築士試験は、高等学校における正規の建築に関する課程において修得する程度の基本的知識や、これを用いて通常の木造の建築物や簡単な鉄筋コンクリート造等の建築物の図法及び工事監理を行う能力を判定することされており(建築士法施行規則第12条第1項)、一級建築士試験で得られる内容(再試験第1条)とは異なる知識範囲が規定されていることから、二級建築士が建築基準法と関連法令を含めて、全ての知識や技術基準等を網羅的に習得しているわけではない。</p> <p>〇県定特定行政庁の建築主事が確認審査を行える建築物の範囲は建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物であり(建築基準法第37条の2第1項、同法施行令第14条第1項)、二級建築士が設計等を行うことができる規模の建築物(建築士法第3条(第3号の3)の範囲内)となっているが、当該規模の建築物であっても、設計に用いる技術基準が一級建築士の修得している技術基準の範囲内である必要はなく、右物の標準を用いたが、劣性能を用いる等により高質な、一級建築士が修得している技術基準を用いた設計に係る建築物の確認申請が行われる可能性がある。</p> <p>〇このような確認申請が行われた場合に、建築主事が二級建築士としての知識や技能しか持たない者であるとする、一級建築士が修得している技術基準等を持っていないことから、当該建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかを判断し、判断をすることが困難となる。</p> <p>〇また、建築主事は、申請手続上の形態がない場合には、確認申請を拒否することができないにもかかわらず、一方で、建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかを判断することができないことを理由に、実質的には確認申請を拒否したり、未熟な技量のみで、不適切なものを建築基準に適合すると判断した結果、危険な建築物が建築されるという恐れが生じる可能性がある。</p> <p>〇以上のことから、県定特定行政庁の建築主事となる場合であっても、二級建築士試験に合格した者が建築基準適合判定資格者認定を受験することを可能とすることはできない。</p>

国土交通省 各府省からの第2次回答

審議番号	提案区分		提案事項(請求事項)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民生活の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
223	自地方に対する規制緩和	土木・建築	法人土地・建物基本調査の調査の都道府県の事務の見直し	調査者が任意において実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率化や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に委託している調査部分が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を改善すること。	本調査については、都道府県への法定受託事務としているが、経費及び事務手続の面で非効率である。 【具体例】 都道府県は、国の説明会に出席し、都道府県が行う事務の説明を固から受けて、その内容を業者に再委託することになる。 調査方法の説明等、調査業者から受けた質問について、県は固に対応の権限を有して、国の指示がないと調査が進行しない。 都道府県、固においてそれぞれが、外部委託を行っているが、国が一括で外部委託をすれば、コストの削減が期待される。 ・調査業者が提出法人に対する督促について、1項目を調査者が、2項目以降を都道府県が実施することになっているが、調査を受ける法人にとって、調査の実施主体がわかりにくい。 【都道府県業務】 都道府県内の会社法人以外の法人の各種整備、親不明法人の住所等の調査、調査費の金付管理(システム化等) 【国土交通省業務】 会社法人、全業種規模の会社法人以外の法人の名簿整備、調査費の発送等	調査費用に係る行政コストの効率化、調査対象法人からの問合せに業種ごとの対応される等の国民利便性の向上等が図られる。	統計法第16条 統計法施行令第4条	国土交通省	栃木県、福岡県、群馬県、静岡県、千葉県、神奈川県、東京都、山梨県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長門県、大分県、九州地方連合会	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長門県、大分県、九州地方連合会	○法の趣意として、調査費の受付・審査が国と都道府県に分かれていることから、国と都道府県、特に都道府県に事務が発生しているが、国が一括して調査すれば、都道府県への説明、委託契約、都道府県からの調査に対する回答、都道府県が実施する審査等を省略することができる。業務の効率化が期待される。 国が一括して調査することで、特設の支店がなければ、国で一括して調査し、業務の効率化を図ることができる。 ○国体の場合、封鎖の優先が国体となっていることから、専任の事務担当者が必要なため、国体の無法人から様々な負担が国体に移されるが、国へ改めて負担していたり、国体から国へ負担し、国体で実施する必要がある。 ○都道府県事務は、事前調査(都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備)のみに限定し、事後調査は国で一括して行うことを考える。 【効果】 事務手続きおよび経費の効率化 【支援事例】 5年に一度実施される調査について、県では当該調査に係る人員を調査年度に限って確保することは現実的でなく、調査担当職員が業務負担が大きい(国の本業業務に支障が生じかねない)。 調査を受ける法人からの問い合わせ対応は国が行う予定であるが、調査費の届出先は県であり、また調査費の審査は国から再委託を行う関係業者であるため、調査対象法人は問い合わせ先が分かりにくく混乱を招く恐れがある。 国が一括して実施する場合に比べ、経費及び事務手続きが非効率である。例えば、調査費の届出先が国である一方、調査費の納入(国→再委託先(関係業者)→調査費)という流れで送られるが、郵送料がかかるため経費のムダが生じる。 国から国への委託費について、なかなか回収されない。H30年度調査では、県の各都道府県への予算の配分調整に時間がかかり委託費の滞りが続いたため、県の財政再建業者への支払遅滞の懸念も生じた。 ○国は「会社法人」の調査を外部委託しており、都道府県に委託している「会社以外の法人」も国が一括で外部委託すれば、業務の効率化及び経費削減を図ることができる。 ○県では、業務効率のため、非常勤職員を雇用し対応しているが、人員確保がなかなか難しく、人材確保に苦労するなど体制及び作業環境整備の負担が大きくなってきている。 「会社以外の法人」だけ都道府県に頼りだてられたり、調査費の受付整理や未提出法人への督促等だけ都道府県が実施している合理的な理由が見当たらない。 国の方針について、国の調査費を委託するが、受付代行は都道府県が、調査費未提出法人に対する督促の1項目は国が実施するが、2項目以降は都道府県が実施するなど、調査を受ける法人によって調査実施主体がわかりにくいシステムとなっており、混乱やトラブルを招く恐れがある。 【支援事例】 ○1国体からの法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。 ○2国から都道府県への委託費について、再委託が認められているもの十分な予算が確保されていないため再委託を断念した。 ○3国体で国と都道府県で事務分担が分かれており、国管する法人には分かりにくいと思われる。 【上記の具体例】 ①「国体が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、臨時職員を雇用する場合、応募者がなかなか集まらず、人材確保に苦労する可能性がある。 ②「再委託する委託費の予算不足により国で事務処理することにより職員負担が増加している。 ③「督促について、1項目を国交省が、2項目以降を都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れが高い。 ○国と都道府県で役割分担して実施しているから、調査を受ける法人にとって実施主体が分かりづらい。 【具体例】 法人に調査費を送付するのは、国、問い合わせは国となっている。また、督促について、業管省を国で、封書・電話督促を県がやることになりわづらづく(封書等の送達先は国、法廷、トラブルを招く恐れがある)。 非効率な事例となっている。 【具体例】 国も本調査を民間にも委託し、都道府県も再委託で民間に委託もなっていることを考えるなど、国で一括して民間に委託した方が効率的ではないが、(都道府県が介入する効果は少ない) ○本県において「提案自治体と同様の支援事例が発生しており、解消するためには制度改正の必要がある。 ○本調査事項については、一部は国が民間委託を行い、一部は都道府県が民間委託を行っているが、業務手続上非効率が生じている。 法人名簿整備については、法人番号制度の導入により選択が一般公開している法人番号を国交省が直接活用すれば、都道府県は不要な補助作業を行っている。特に社名確認見直しについては、大規模な業務が費やされており、企業や都道府県で行う具体的なメリットがない。 ○国からの委託料が十分に確保されておらず、県に支障をきたす恐れがある。 人件業務等事務量が大きく、国において一括して外部委託をおこなう方法が効率的である。 ○各都道府県においては、再委託する場合も、非常勤職員を雇用する場合も、業者や人材を確保するのに苦労しているため、本調査は国が一括して外部委託を行えば、全部都道府県の業務を省減できる効果がある。 ○都道府県への法定受託事務としての明確な理由及び必要性が見えず、経費及び事務手続の面で非効率である。 調査手法で国と都道府県で事務分担(例：1項目の督促の実施は国で2項目が県)が分かれており、国管する法人には分かりにくい。 当該調査が既に国の制度であることから、その事務実施のための人員確保が困難な状況になっており、事務の再委託が認められるとは言い、その業務のために必要な準備、手配、人件、運営管理運営等行期間の負担が重くなる。加えて、国は本調査業務そのものを民間委託しており、国が分担する事務は当該調査業務の一部分であることから、国と都道府県でそれぞれ民間委託している現状は非効率である。 調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国と都道府県が分かりにくく、混乱やトラブルを招く恐れがある。 ○本県では、本調査業務の非常勤職員を雇用し、業務を実施しているが、人員確保や情報流出防止に留意した作業場所の確保等に苦労している。また、国からの予算措置が十分ではなく、委託の実施は困難となっている。		

整理番号	各府県からの第1次調査を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次調査を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
225	<p>都道府県が担当する「会社法人以外の法人」の中には、市・町等が所管し、国と関係性が低い法人も含まれている。県の調査担当課が調査にかかわることで、調査員の回収率を上げることにより、調査対象法人から質問があった場合、委託事業者一環一問と対応することになり、時間と労力を要することから、調査員回収に悪影響を及ぼすことも懸念される。8月から本格的に調査が開始されたが、システムが当初想定通りに動かず混乱が生じており、国一環一委託事業者間のやり取りも煩雑となっている。調査対象法人及び都道府県双方に負担のない効率的な調査方法となるよう見直しをお願いしたい。</p>		<p>【お知らせ】 調査員の回収時における国と県の現行の事務分担は、調査対象が会社法人であるか等によって分けられているだけであり、これらを変更することで回収率が下がることは考え難い。都道府県の担当のあり方について、引き続き検討されることであるが、法人土地・建物基本調査における都道府県の関与の必要性が十分に示せないのであれば、提案の趣旨に沿った都道府県事務の見直しをしていただきたい。</p>				<p>平成20年土地基本調査に関する研究会(第1～3回)においては、国と都道府県の事務分担の見直しのほか、「調査員」の構成・デザイン改善などの回収率確保に関する議論を行った。また、平成20年調査は、平成28年に実施した予備調査における国と都道府県の事務分担に応じた率定と回収率の検証について検証を行い、その結果を踏まえて、国と都道府県の事務分担を決定した(平成28年予備調査における国の回収率:約71%、都道府県の回収率:約55%)。</p> <p>今回調査における都道府県の関与のあり方については、今回の調査に伴う回収率等の結果を踏まえたうえで、次回調査に向けた研究会等に向けて、事務の効率化のための見直しの方向性を整理する。</p>

国土交通省 各府省からの第2次回答

審議番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
257	目 地方に対する 規制緩和	運輸・交通	通訳案内士登録業務の見直し	通訳案内士の登録の期に提出を求めている書類の見直し	通訳案内士の登録に当たっては、必要書類として、通訳案内士法施行規則第16条において、申請書、健康診断書、各特設委員の意見書の提出を義務づけている。このうち、健康診断書については、同規則第17条に規定される「精神の機能の障害により通訳案内士の業務を適正に行方に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(病)に当てはまる者であること」を申請書の提出が軽減されると見込まれる者(病)とする」ではないとの証明を求めるものであるが、申請者が医師から専門内の分野であること等を理由に診療を断られる事例が発生している。 その他、精神科等での受診の要否、定期健康診断書での代用の可否の問い合わせが事、登録申請業務のうち、最も多くの問い合わせが寄せられている。健康診断書については、口述試験において、通訳案内士の現場で必要なコミュニケーション能力を測るための実践的行動が求められていることと併せて、登録申請時点で医師による診断を不要としても大きな影響は出ないものと考えられる。 また、履歴書については、登録簿、またそれ以降においても使用されており、申請手続において提出させる理由が不明確であり業務上の必要性が乏しいと思われる。 以上のことから、申請者の利便性の向上及び行政効率化の観点に立ち、健康診断書及び履歴書を提出書類から省くなど制度の見直しを求める。	通訳案内士登録に係る書類を削減することにより、申請者の受診・診断の作成、履歴書の作成に係る負担を軽減するとともに、登録業務に係る書類の確認を行う地方公共団体職員の負担を軽減することができる。	通訳案内士法施行規則第16条第2項	国土交通省	福岡広域連合	福岡県、鳥取県、福岡県、大分県	○本県でも、全国通訳案内士登録に係る書類のうち、健康診断書及び履歴書については、本県と同様の支障事例がある。 健康診断書については、精神科等での受診の要否等の問合せの多さや、診断書発行費用のかかることなどがある。提出、申請書について負担に感じている事業者もあると考えられる。 また、健康診断書の提出は、通訳案内士法施行規則第17条の規定を証明する手段となっており、負担軽減のために提出を不要と判断するには検討が必要である。なお、履歴書については、自由で明確なまま提出を求めている状況であり、請求理由が明確でない限り、提出を不要と考える。 ○提案に記述のとおり、現場で必要なコミュニケーション能力があるかを判断されているのであれば、登録時の医師の診断書の必要性は乏しいと考える。実際に、「改めて医師への診断を求めるのは大変で、直営の健康診断書の診断結果を使いたい」という問い合わせが寄せられている。履歴書に関しては、申請時に健康診断書の提出を求めているにもかかわらず、提出の理由が不明確である。 ○健康診断書については、問合せが多くなることは事実である。口述試験でコミュニケーション能力は十分に判定することができ、健康診断書の提出を判断することは可能であると考える。 また、履歴書についても作成と時間を要する上、用途が不明確である。履歴書を提出不要とするれば申請者の負担減、問合せ数も減となり、それによる問題も発生しないと思われる。 ○本県でも、健康診断書について同様の問い合わせが寄せられており、また、履歴書についても登録業務以降は使用していないことから、制度改正を求めることに賛同する。	全国通訳案内士の登録手続きに当たっては、申請者が、通訳案内士法第21条第1項、同法施行規則第17条に規定する登録審査要件に該当しないか確認を行う必要がある。その確認に当たっては、申請者に対して健康診断書の提出を求めることにより、郵送書類が迅速に処理することを可能としている。 また、貴団体が提案する全国通訳案内士試験での確認については、当該試験は必要な知識や能力を有するかどうかを判定するに当たって行われるものであり、受験者の心身状態について専門的な知識を有さない試験委員が判断することは難しい。 なお、全国通訳案内士試験合格者は、必ずしも各特設委員による通訳案内士の登録申請書の提出を求めているものでもあり、当該確認行為は、手続時に健康診断書の提出を求めていることと重複するものではないと考える。	
265	目 地方に対する 規制緩和	土木・建築	宅地建物取引士における旧姓使用について	宅地建物取引士法施行規則第14条の1に規定されている宅地建物取引士証の記載事項のうち、宅地建物取引士の氏名について、旧姓の記載を可能とすること。	本県としては、男女共同参画の推進と女性の活躍支援を行っていく立場であるが、旧姓使用が各種取引等の事務を行っている宅地建物取引士において、旧姓の使用が認められていない状態で、宅地建物取引士として活躍する方(特に女性の)の増加によるサービスの向上が期待されている。宅地建物取引士法第14条の1、第14条の11	宅地建物取引士法施行規則第14条の11	国土交通省	岩手県、二戸市、北上市	福井市、大浜町	○本市においてもあらゆる分野における女性の活躍を目的し、各種事業に取り組み、個別の事業に参画する。男女共同参画の推進と女性の活躍の促進策大に据える制度見直し等は必要であると考えられる。 これは、郵送書類に登録されている宅地建物取引士の本人情報等を用いて宅地建物取引士証に記載されている職名の誤りがあることを確認しながら、買主等の消費者に対し、誤りを知らせることで、宅地建物取引士でない者が重要事項を説明するとその名義貸しを防止するためのものである。 このため、旧姓使用を認めるに当たっては、買主等の消費者保護の観点から、郵送書類に登録を申請する際の内容を確認する必要があるため、郵送書類や不動産関係団体との調整を進めつつ、検討する。	宅地建物取引士法第38条第4項では、宅地建物取引士は、重要事項説明をするときは、説明の別記事項に参照し、男女共同参画の推進と女性の活躍の促進策大に据える制度見直し等は必要であると考えられる。 これは、郵送書類に登録されている宅地建物取引士の本人情報等を用いて宅地建物取引士証に記載されている職名の誤りがあることを確認しながら、買主等の消費者に対し、誤りを知らせることで、宅地建物取引士でない者が重要事項を説明するとその名義貸しを防止するためのものである。 このため、旧姓使用を認めるに当たっては、買主等の消費者保護の観点から、郵送書類に登録を申請する際の内容を確認する必要があるため、郵送書類や不動産関係団体との調整を進めつつ、検討する。		

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
257	<p>健康診断書について、申請者からは、通訳案内士の業務内容が分からないため医師から診断を拒否されたとの声が続出し、また、通訳案内士法施行規則第1条に「通訳案内士の業務を適正に行うに当たっては、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し、業務遂行の可否を判断するに当たっては、十分な知識を有し、適切な同意を得る。」</p> <p>健康診断書については、申請者が通訳案内士法第4条の欠格事由に該当しないが確認する手段として、健康診断書提出させることが通訳案内士法に明記されておらず、内閣府が事業した追加共同提案団体の意見が、貴省の審議が国会に伝わっていない可能性がある。また、貴省側の健康診断書により医師を申請する申請者が多いことから、健康診断の提出により第4条の欠格事由に該当するかどうかの判断ができていないため、関西広域連合では別途欠格事由に該当しない旨の宣言書の提出を求めている。</p> <p>また、個人情報保護の観点からも、欠格事由に該当しないことを確認すればよく、学歴や職歴等の不十分な個人情報収集することによる健康診断の提出は望ましくないものではないと考える。さらに、平成20年1月4日付の観光資源課長通知文(観光資449号)では、日本国籍を有さない者の欠格事由に該当しないことの確認方法として、原則、申請者本人に欠格事項に該当しない旨の誓約書提出を求める方法をとることを求めている。</p> <p>こうしたことから、健康診断に代えて、関西広域連合で使用している欠格事由に該当しないことの宣言書を提出させることを求める。</p> <p>以上の点について、申請者の利便性の向上及び行政効率化の観点から再検討をお願いしたい。</p>	有					<p>健康診断書については、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し、かつ業務の遂行の可否について容易に判断できるよう、健康診断書の様式を見直す方向で検討を行う。</p> <p>また、健康診断についても、他の制度における申請時の添付書類を踏まえ、健康診断から宣言書等に見直す方向で検討を行う。</p>
265	<p>本提案を検討するに当たって、都道府県に登録等を申請する際の内容を異置が必要が生ずるとの懸念をいただいているが、具体的にどのような点を異置が必要があるのか御相談いただいた。</p> <p>なお、本提案は、男女共同参画の推進と女性の活躍支援に資するものであり、他の多くの国家資格(建築士、弁護士等)において、旧法の使用が認められている状況を鑑み、前向きに検討されたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>宅地建物取引士法に記載されている情報の真正性を確保する観点から、使用する旧法に係る申請内容や申請方法等について検討する必要があると考えている。都道府県や不動産関係団体との調整を進めつつ、提案団体の二意見等も参考にしながら検討してまいります。</p>

国土交通省 各府省からの第2次回答

審議番号	提案区分		提案事項(請求事項)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の生活の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
287	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	法人土地・建物基本調査の調査の都道府県の事務の見直し	調査者が任意において実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率化や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に委託している事例が一部一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を整理すること。	本調査については、統計法第16条及び統計法施行令第4条に基づき、以下の区分で事務を行うこととされている。 〔都道府県〕 ①当該都道府県内にいる「会社以外の法人」の名簿整備、督促(2回目・3回目)、調査票の回収・交付(形式審査)、データ入力 〔国土交通省〕 ②活動が全国展開している「会社以外の法人」及び「会社法人」の名簿整備、その他都道府県が実施する業務以外の業務(支援事例) * 民間企業へ委託して実施する事務事例についても、国が事務を行うこととされている事例もあれば、都道府県が実施を行うこととされている事例もあり、国と都道府県でそれぞれ長期企業への委託を行う必要があり非効率となっている。 * 都道府県が事前的に事務を行うこととされているため、調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県が分かりにくく、混乱やトラブルを招きかねない。 (※国が実施している事例例) 別紙のとおり (調査対象法人の混乱やトラブルを招きかねない事例例) 別紙のとおり	行政の効率化や調査対象法人の調査における利便性の向上等が図られる	統計法第16条 統計法施行令第4条	国土交通省	九州地方知事会 (事務局:大分県)	九州地方知事会共同提案 (事務局:大分県)	北海道、青森県、福島県、千葉県、神奈川県、岡山県、山梨県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、福井県、岡山県、高知県	○法の趣意として、調査員が調査者と国と都道府県に分かれていることから、国と都道府県、特に都道府県に事務が発生しているが、国が一括して調査をすれば、都道府県への依頼、委託料、都道府県からの調査に対する国費、都道府県が実施する業務等を削減することができ、業務の効率化が図れる。 国が一括して調査をすることで、特段の支障がなければ、国で一括して調査し、業務の効率化を図ることができる。 ○国体の場合、国費の増大が懸念となっていることから、専任の事務担当者が居ない小規模の無法人から種々な質問に寄せられるが、国へ全ての質問していたら、国費増大の一因となり、国費増大の一因となり、国費増大の一因となる。 ○都道府県事務は、事前調査(都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備)のみに限定し、本調査業務を一括して行うこととする。 【効果】事務手続きおよび経費の削減 【支援事例】 *5年に1度実施される調査であり、国では当該調査に係る人員を調査年度に限って確保することは現実的でない。調査担当職員が不足している(国の本業業務に支障が生かぬ)。 調査を受ける法人からの問い合わせ対応は国が行う予定であるが、調査票の提出先は国であり、また調査票の審査は国から委託を行う民間事業者であるため、調査対象法人は問い合わせ先が分かりにくく混乱を招く恐れがある。 国が一括して実施する場合に比べ、経費及び事務手続きが非効率である。例えば、調査票の送付が逐一国に対して法人一層一層委託料(民間事業者)一括送付という流れで送付されるが、郵送料がかかるため経費のムダが生じる。 国からの委託料について、十分な審査が確保されていない。H30年度調査では、国の各都道府県への予算の配分調整に時間がかかり委託費の確定が遅くなったため、国から民間事業者への委託料の滞りも発生した。 ○国は「会社法人」の調査を外部委託しており、都道府県に委託している「会社以外の法人」も国が一括で外部委託すれば、業務の効率化及び経費削減を図ることができ、国費では、業務進捗のため、非常事態を想定して対応しているが、応答者がなかなか現れず、人材確保に苦労するなど体制及び作業環境整備の負担が大きいと考えている。 *「会社以外の法人」だけ都道府県に割り当てられたり、調査票の受付整理や未提出法人への督促や督促の都道府県の実施しにくい理由が豊富にある。 調査方法について、国が調査票を提出するが、交付方法は都道府県となり、調査票未提出法人に対する督促の1回目は国が実施するが、2回目以降は都道府県が実施するが、調査を受ける法人にとって調査実施主体がわかりにくいシステムとなっており、混乱やトラブルを招く恐れがある。 【支援事例】 (1) 都道府県への法定受託事務としての理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。 (2) 国から都道府県への委託費について、再委託が認められているもの十分な予算が確保されていないため再委託を断念した。 (3) 調査年度と都道府県で事務分区分かれており、調査する法人には分かりにくいと思われる。 【上記の具体例】 (1) 国費が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率が図られる。また、臨時職員を雇用する場合、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦労する場合がある。 (2) 再委託する委託費の予算不足により目前で事務処理することにより職員負担が増加している。 (3) 督促について、1回目を調査票が、2回目以降は都道府県が実施しているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れがある。 ○国は都道府県で役割分担して実施することから、調査を受ける法人にとって実施主体が分かりづらい。 【具体例】 法人に調査票を送付するのは国、問い合わせは国となっている。また、督促について、業務を進め、封書・電話留付を国がやることになりわかりづらく(封書等の送付先は国)、混乱、トラブルを招きかねない。 非効率な事例となっている。 【具体例】 国では本調査を民間にも委託し、都道府県も再委託民間に委託可となっていることを考え、国で一括して民間に委託した方が効率的ではないが、(都道府県が所在する効果の分らない)。 ○5年に1度の統計調査のため国から委託される当該事例は、事務量が膨大であり、国に人材確保の対応が困難であるため、民間事業者へ再委託することになるが、国からの予算も限られていることから、委託事業者を身をつけることが困難な状況である。また、各都道府県については、人材や体制、調査票の受け、国や国費との連携調整に必要とするなど、非効率な状況があることから、国が一括して外部委託することにより都道府県の事務負担を軽減するよう法定受託事務を整理すること。 ○本調査業務については、一部は民間の民間委託を行い、一部は都道府県が民間委託を行っており、事務手続き上非効率が生じている。 法人名簿整備については、法人名簿制度の導入により国が国費で一般公開している法人データを国費が直接活用すれば足り、都道府県は不要な国費作業を行っている。特に社会福祉法人については、大半は市町村が所管しており、名簿作成を都道府県で行う意味が分からない。 ○都道府県への法定受託事務としている明確な理由及び必要性が見出せず、経費及び事務手続の面で非効率である。 調査手法で国と都道府県で事務分区分(1回目は督促の実施は国で2回目は国が)が分かれており、調査する法人には分かりにくい。 当該調査が9年に1回の頻度であることから、その事務実施だけのために人員確保が困難な状況になっており、事務の再委託が認められているとは言い、その業務のために必要な業務、手配、委託料、業務進捗等を行う職員の負担が重くなる。かかっている。加えて、国は本調査業務そのものを民間委託しており、国が分擔する事務は当該調査業務の一部であることから、国と都道府県でそれぞれ民間委託しても現状は非効率である。 調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県が分かりにくく、混乱やトラブルを招きかねない。	

整理番号	各府県からの第1次回審を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回審を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回審
	見解	補足資料	見解	補足資料			
287	<p>調査体制に係る国交省の基本的な認識について 国交省の今回の取組において事務分担の変更は、調査費用収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一方の関与が必要と考えられるとあるが、都道府県の関与と回収率との間にどのような関係があるのかについては明記がなされていない。国交省の取上を理由とするのであれば、補足資料①に掲げる点を踏まえながら、その判断の根拠を具体的に示してほしい。</p> <p>2.国土交通省内部及び学識経験者等から成る研究会での検討の方向性及びスケジュールについて 第三者である研究会においては、「都道府県の関与ありき」として事務分担のあり方だけを議論するのではなく、1で前述したとおり「都道府県の関与と調査費用収率との関係性」について国交省の認識が正しいかどうかをテーマとして検証し、客観的に議論すべきである。この点について、国交省の考えを示してほしい。</p> <p>特に、令和都道府県においては、次回調査における法人名簿整備を2022年度に実施することになるため、予算要求の準備を2021年7月頃から着手する必要がある。都道府県の予算措置に関し合うよう、国交省・研究会における検討の大きなスケジュールを示してほしい。</p>		<p>【告知書】 調査費の回収時における関と債の現行の事務分担は、調査対象が会社法人であるか等によって分けられているだけであり、これを変更することで回収率が上がるとは考え難い。都道府県の関与のあり方について、引き続き検討を要しているところであるが、法人土庫・建物基本調査における都道府県の関与の必要性が十分に示せないのであれば、提案の趣旨に沿った都道府県事務の見直しをしていただきたい。</p>				<p>平成20年土地基本調査に関する研究会(第1～3回)においては、国と都道府県の事務分担の見直しのほか、「調査費」の構成・デザイン改善などの回収率確保に関する議論を行った。また、平成20年調査は、平成28年に実施した予算調査における国と都道府県の事務分担に比した平成28年度調査の傾向について検証を行い、その結果を踏まえて、国と都道府県の事務分担を決定した(平成28年予算調査における国の回収率:約71%、都道府県の回収率:約55%)。</p> <p>今回調査における都道府県の関与のあり方については、今回の調査に伴う回収率等の結果を踏まえたうえで、次回調査に向けた研究会等に向けて、事務の効率化のための見直しの方向性を整理する。</p>

審議 番号	各府者からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府者からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府者からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
209	<p>今回の提案は、コミュニティバスとして活用が求められる区域運行や自家所有乗換客運送等が、制度上路線バスに比べて制約的な位置付けとされていることにより生じる不合理的な解消を求めたものである。所管府の一次回答は現行制度を是として回答を被附されているが、時代に即した制度の改善を行う必要があるものがある。</p> <p>(個別の提案に関する具体的な見解は別紙のとおり)</p> <p>自家所有乗換客運送による少量貨物の運送(別紙関係)については、市町村がコミュニティバス等を運営する場合、乗合バスとしてバス事業者が運行すれば少量貨物運送の許可を得ることは不要である一方、バス事業者に委託して自家所有乗換客運送として運行するには許可が必要となる。市町村に委託しない事業者が貨物運送を行っているという運用は明定が、一次回答で所管府が主張するような「輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点」で、両者の差異の合理性を説明することは適当ではない。</p> <p>市街化調整区域における車庫等の開発許可対象の除外(別紙関係)については、許可形態が区域運行等であっても、運送地帯の注記コードにより用途に依存するが、区域運行等の形態をとっているものであり、実態はコミュニティバスとして路線定期運行と同様に運行ダイヤや運行ルートが定められている。もすれば、実態上、路線定期運行と実質は変わらないことから、両者を異なるものとして取り扱うことには合理性がない。</p> <p>区域運行や自家所有乗換客運送等について時代の変化に即した法律上の位置付けがなされることにより、地帯の実情に合った最適な地域公共交通の導入を促すとともに、多様な選択肢が認められることで自治体の調整機能が十分に発揮されることを目指すものである。</p>		<p>【乗換関係】 路線バス(一般乗合旅客自動車運送事業)の廃止により、市町村が運営する自家所有乗換客運送のコミュニティバス等がその代替交通機関として重要な役割を担っている。これら交通手段の維持や地域活性化のため、空室スペースに一度運送品を積載し乗換客運送等品運送の一つとして挙げられる。</p> <p>これらの輸送を容易に行うことができるよう、地域として良い積手の良い制度に改正すべきであり、許可なしで少量貨物が輸送可能な路線バスと区別して取り扱うべきではないと考える。</p>	<p>【全国知事会】 自家所有乗換客運送等については、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されていることから、提案団体の提案に沿って、地帯の実情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を整えるべきである。</p> <p>特に、貨物運送については、そもそも自家所有乗換客運送を行う地域は交通不便地であることに加え、改めて活用を促進するなどの取組について検討すべきである。</p> <p>また、都市計画法に係る開発許可については、開発許可を必要とする、手続に一定の期間を必要とし、事業者にとっても負担となるため、そもそも開発許可を不要とすることを求めているものがある。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 本案等提案団体の意見が反映されるよう積極的に対応していただきたい。</p>	<p>【重点事項4】 ○ 自家所有乗換客運送について、一般乗合旅客自動車運送事業者については許可なく少量貨物運送が認められていること、自家所有乗換客運送が実施されるのは主に交通空白地であることと、実態として一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運行している地域が多いことを踏まえ、少量貨物運送に係る許可を不要とするべきではないか。 ○ 「輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点」から許可が必要とされているが、国土交通大臣の認めた地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業に係る自家所有乗換客運送を行う際は、許可不要で少量貨物運送を行うことが可能となっている(地域公共交通再編実施計画)の観点から、その他の自家所有乗換客運送を行う際についても、許可を不要とすることが可能ではないか。 ○ 「地域公共交通活性化等に関する法律」に基づき、その他の自家所有乗換客運送を行うことだが、地帯の実情に応じて、構成員に貨物事業者等を加えることも可能であり、自家所有乗換客運送による少量貨物運送について議論することが可能ではないか。</p>	<p>【別紙関係】 ○ 一次回答でも述べたとおり、自家所有乗換客運送による有償での貨物運送については、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを申請ごとに確認する必要があるが、許可を不要とするとは異なる。 ○ 一方、運送支長が本道による取組の対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととしている。関係者からの意見の取組については、地帯の物理的・地理的条件からの意見が適切に反映されるものがあるが、例えば、自家所有乗換客運送による有償での貨物運送を実施している地方公共団体(市町村)及び自家所有乗換客運送業者が実施しようとしている少量貨物の運送について、その利用、採物や運送の取扱を踏まえて、周知性が高いこととするは差し支えないものも考えられる。 ○ なお、自家所有乗換客運送については、一般乗合旅客自動車運送事業に比し、運送品の運送、運行管理体制、整備管理体制など全体的に簡易な要件によるものとなっている。一般乗合旅客自動車運送事業による少量貨物の運送は、決められた運行ダイヤ・ルートに沿って行われる貨物運送に比べて決められた時間において運送品を運送するようになっているが、自家所有乗換客運送でも必ずしも同様の態様での運行が行われれば十分な場合が多存在しているものも考えられる。</p> <p>また、本案、貨物自動車運送事業法に基づき、一定の要件を満たし許可を受け貨物自動車運送事業者が貨物の運送を行うことが可能であり、自家所有乗換客運送による有償での貨物運送については、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から、運行管理体制、地帯の物理的・地理的条件について確認するが、許可制としてよい場合が多存在しているものも考えられる。</p>	

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
296	<p>良好な住環境の形成や防災上の見地から必要最低限の公共空地を確保する必要性は否定しないが、住民にとって利用価値が低く、また、自治体、住民とも維持管理に苦慮する小規模な公園等が多数設置されている現状を正当化し、その維持管理費用について、住民の負担を求め続けることが問題となっている。</p> <p>そもそも、本提案は、開発区域周辺に既に田畑が存在することのみを前提とするものではない。現に追加提案団体の提案事例として、開発区域に隣接して稲藪緑地が存在する場合や廃止した学校跡地を公園等として新たに整備する場合等も示されている。良好な住環境の形成や防災上の見地から必要最低限の公共空地を確保するためにも、これらの提案事例を十分に考慮した上で、提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>【仙台市】 隣接地が私有地であるケースに限らず、都市計画法施行令第25条第1項第4号に則し、小規模多数の公園緑地が確保され、本来の目的である「適切な公共空地の確保及び管理」が困難であることから、緑地の確保を検討していた点に、賛同するものである。</p>	<p>【全国知事会】 公園等の設置については、公共空地に園地など大都市を念頭に置いた全国一律の基準等が法令等により定められていることから、多くの自治体から支援が生じているとの意見が出されている。このため、地域の実情に応じて判断できるよう、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為については、開発区域の面積の3パーセント以上の公園等(公園、緑地又は広場)の設置を求めているが、開発区域の周辺に既に相当規模の公園等が存在する場合等、特に必要がないと認められる場合には、公園等を設置する必要はないとされている(都市計画法施行令第25条第4号以下(第4号))。</p> <p>支援事例として挙げられている開発区域に隣接して稲藪緑地が存在する場合や廃止した学校跡地を公園等として新たに整備する場合については、都市計画法施行令第25条第4号ただし書きが適用できる場合があると考ええる。</p> <p>なお、事例により、公園等の設置を義務付ける下限面積(0.3ヘクタール)をヘクタール未満で緩和すること及び地方公共団体が開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場の設置を求めている場合には、公園の設置を求めないことも可能である(都市計画法施行令第29条の2第2項第3号)。</p> <p>このように、不必要な公園等の設置を求めないことのないよう地域の実情に応じた適用を可能とする措置を講じていることから、施行制度において十分対応可能であると考ええる。</p>	